

障害者医療費公費負担制度（80） 市町村別一覧（令和7年4月1日）

赤字箇所が令和7年4月以降の改正箇所になります。

○県基準

	対象者 (次のいずれかに該当する者)	自己負担限度額							
		外来限度額				入院(合算)限度額			
		一定以上	一般	低所得Ⅱ	低所得Ⅰ	一定以上	一般	低所得Ⅱ	低所得Ⅰ
岡山県	①身体障害者手帳1級又は2級所持者 ②おおむねIQ35以下で日常生活に常時介護を必要とする程度の重度と判定された者 ③おおむねIQ36～50と判定され、かつ、身体障害者手帳3級所持の合併障害者 ④精神障害者保健福祉手帳1級かつ自立支援医療（精神）受給者証所持者 上記①②③に該当する場合でも、65歳以上で新たに該当した者は対象としない。 上記④に該当する場合でも、65歳以上で初めて精神障害者保健福祉手帳を取得した者は対象としない。 ④に該当する者の精神疾患による入院は、入院から3か月を経過する月の月末までが助成対象	44,400円	12,000円	2,000円	1,000円	80100円+1%※	44,400円	12,000円	6,000円

※「80,100円+1%」:80,100円+(医療費総額-801,000円)×1%

○市町村別一覧

上記の県制度を基準に各市町村が独自に上乗せを行い、下記のと通りの制度を実施します。

市町村	対象の上乗せ (次のいずれかに該当する者)	自己負担限度額の上乗せ								改正日
		外来限度額				入院(合算)限度額				
		一定以上	一般	低所得Ⅱ	低所得Ⅰ	一定以上	一般	低所得Ⅱ	低所得Ⅰ	
倉敷市	県基準	29,600円	8,000円	2,000円	1,000円	53,400円	29,600円	8,000円	4,000円	R7.7.1
津山市	県基準	県基準				県基準				R7.4.1
玉野市	県基準	県基準				80100円+1%※	44,400円	6,000円	3,000円	R7.4.1
笠岡市	県基準	県基準				県基準				R7.4.1
井原市	県基準	県基準				県基準				R7.4.1
総社市	県基準	県基準				県基準				R7.4.1
高梁市	県基準	県基準				県基準				R7.4.1
新見市	県基準	31,000円	8,000円	1,400円	700円	56,000円	31,000円	8,000円	4,000円	R7.4.1
備前市	県基準+ ・④の自立支援医療（精神）受給者証の所持は不要 ・④に該当する者の精神疾患による入院への期間制限なし	県基準				80100円+1%※	44,400円	8,000円	4,000円	R7.4.1
瀬戸内市	県基準+ ・身体障害者手帳3級所持者 ・療育手帳B所持者	県基準				県基準				R7.4.1
赤磐市	県基準+ ・身体障害者手帳3級所持者 ・療育手帳B所持者 ・④の自立支援医療（精神）受給者証の所持は不要 ・④に該当する者の精神疾患による入院への期間制限なし	県基準				県基準				R7.4.1
真庭市	県基準	県基準				県基準				R7.4.1
美作市	県基準+ ・④に該当する者の精神疾患による入院への期間制限なし	県基準				80100円+1%※	44,400円	6,000円	3,000円	R7.4.1
浅口市	県基準	44,400円	12,000円	1,000円	500円	80100円+1%※	44,400円	6,000円	3,000円	R7.4.1
和気町	県基準+ ・療育手帳B所持者 ・④に該当する者の精神疾患による入院への期間制限なし	県基準				県基準				R7.4.1
早島町	県基準	37,000円	10,000円	2,000円	1,000円	66,700円	37,000円	10,000円	5,000円	R7.4.1
里庄町	県基準	44,400円	12,000円	1,000円	500円	80100円+1%※	44,400円	6,000円	3,000円	R7.4.1
矢掛町	県基準	県基準				県基準				R7.4.1
新庄村	県基準	県基準				県基準				R7.4.1
鏡野町	県基準	県基準				県基準				R7.4.1
勝央町	県基準	県基準				県基準				R7.4.1
奈義町	県基準+ ・身体障害者手帳3級所持者	県基準				県基準				R7.4.1
西粟倉村	県基準	県基準				県基準				R7.4.1
久米南町	県基準	県基準				県基準				R7.4.1
美咲町	県基準+ ・④に該当する者の精神疾患による入院への期間制限なし	22,200円	6,000円	1,000円	500円	40,050円	22,200円	6,000円	3,000円	R7.4.1
吉備中央町	県基準	県基準				県基準				R7.4.1

※「80,100円+1%」:80,100円+(医療費総額-801,000円)×1%